

《概要》 防火管理者とは

防火管理者とは、多数の者が利用する建物などの「火災等による被害」を防止するため、防火管理に係る消防計画を作成し、防火管理上必要な業務（防火管理業務）を計画的に行う責任者を言います。

消防法では、一定規模の防火対象物の管理権原者は、有資格者の中から防火管理者を選任して、防火管理業務を行わせなければならないとされています。

選任された防火管理者は、「消防計画の作成」、「消防訓練の実施」、「施設設備の点検・維持管理」などの業務が義務づけられています。

【防火対象物】

建築物や工作物など、火災予防の対象となるものを言います。

【管理権原者】

防火対象物の所有者や借受人、事業所の代表者など、管理行為を当然に行うべき者（防火管理の最終責任者）を言います。

【防火管理者の資格】

防火管理者の資格は、防火に関する講習会の課程を修了した者など一定の資格を有し、かつ、防火対象物において防火上必要な業務を適切に遂行できる地位を有する者となっています。

【防火管理講習の日程について】

桑名市消防本部では、防火管理（甲種新規・乙種）講習を年度内に2回、防災管理新規講習を年度内に1回、防火・防災管理（再）講習を年度内に1回、それぞれ実施を予定しています。

詳しい日程などについては、その都度広報やホームページでお知らせします。

【お問い合わせ先】 桑名市消防本部 予防課 指導係

電話：0594-24-5282 FAX：0594-24-5281 E-mail：shyobom@city.kuwana.lg.jp